27	(1)　山梨県中巨摩郡昭和町西条5108　(325.90) (2)　山梨県中央市東花輪字東河原1746―1　(289.30)	北緯35度38分20秒東経138度32分47秒の地点と北緯35度35分52秒東経138度31分56秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
28	(1)　山梨県中巨摩郡昭和町西条5108　(339.00) (2)　山梨県甲府市大津町字諏訪田95―3　(291.10)	北緯35度38分20秒東経138度32分47秒の地点と北緯35度36分41秒東経138度33分52秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
29	(1)　山梨県山梨市小原西109　(392.30) (2)　山梨県笛吹市国衙字赤目田635―1　(336.20)	北緯35度41分27秒東経138度41分23秒の地点と北緯35度38分07秒東経138度39分00秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
30	(1)　長野県長野市上千歳町1112―1　(459.10) (2)　長野県長野市真島町川合字村西229―3　(388.50)	北緯36度38分54秒東経138度11分30秒の地点と北緯36度36分40秒東経138度12分32秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
31	(1)　長野県長野市上千歳町1112―1　(443.10) (2)　長野県長野市吉田3―22―1　(408.60)	北緯36度38分54秒東経138度11分30秒の地点と北緯36度39分51秒東経138度13分09秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
32	(1)　長野県長野市上千歳町1112―1　(457.00) (2)　長野県長野市若里7―2―1　(392.30)	北緯36度38分54秒東経138度11分30秒の地点と北緯36度37分44秒東経138度11分50秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
33	(1)　新潟県新潟市中央区八千代1―3―9　(73.90) (2)　新潟県新潟市中央区上近江4―12―20　(27.00)	北緯37度54分45秒東経139度03分10秒の地点と北緯37度54分14秒東経139度02分18秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
34	(1)　鹿児島県奄美市名瀬大字朝仁字赤崎1096―5　(212.30) (2)　鹿児島県奄美市名瀬大字朝戸字大豆籠119―2　(354.00)	北緯28度24分02秒東経129度29分27秒の地点と北緯28度23分08秒東経129度29分43秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯28度22分53秒東経129度29分47秒の地点と北緯28度20分38秒東経129度30分27秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
35	(1)　鹿児島県奄美市名瀬大字朝戸字大豆籠119―2　(375.70) (2)　鹿児島県大島郡龍郷町赤尾木字源作1968―3　(244.20)	北緯28度20分35秒東経129度30分28秒の地点と北緯28度21分06秒東経129度31分14秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯28度21分15秒東経129度31分27秒の地点と北緯28度24分47秒東経129度36分42秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
36	(1)　宮崎県延岡市中町1―3―1―4　(65.20) (2)　宮崎県西臼杵郡日之影町分城字河内1465―1　(700.70)	北緯32度34分54秒東経131度40分02秒の地点と北緯32度34分56秒東経131度39分17秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯32度35分00秒東経131度38分25秒の地点と北緯32度35分43秒東経131度25分53秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
37	(1)　鹿児島県鹿児島郡三島村大字黒島字冠嶽110―1　(210.10) (2)　鹿児島県鹿児島郡三島村竹島字見上ゲ70―1　(150.10)	北緯30度48分49秒東経130度24分24秒の地点と北緯30度48分46秒東経130度25分21秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
38	(1)　熊本県八代市坂本町大字中谷は字下代瀬1650―30　(224.00) (2)　熊本県八代市坂本町大字深水い555―5　(446.00)	北緯32度26分32秒東経130度39分24秒の地点と北緯32度27分01秒東経130度39分40秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯32度27分04秒東経130度39分41秒の地点と北緯32度28分19秒東経130度40分21秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
39	(1)　鹿児島県指宿市湊2―19―5　(54.80) (2)　鹿児島県指宿市東方字嶽11769　(248.10)	北緯31度14分25秒東経130度38分47秒の地点と北緯31度15分44秒東経130度39分15秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
40	(1)　長崎県南島原市深江町丁字下柴原5774　(75.90) (2)　長崎県雲仙市小浜町雲仙551　(1079.90)	北緯32度44分17秒東経130度21分48秒の地点と北緯32度45分02秒東経130度17分12秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
41	(1)　大分県宇佐市安心院町中山字黒木1292―42　(264.20) (2)　大分県宇佐市院内町大字小坂字殿山台545―2　(192.20)	北緯33度24分35秒東経131度19分08秒の地点と北緯33度25分37秒東経131度19分29秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯33度26分50秒東経131度19分54秒の地点と北緯33度28分03秒東経131度20分19秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

2　放送業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　北海道札幌市中央区北1条西5―2　(68.90) (2)　北海道札幌市西区平和439　(1026.90)	北緯43度03分46秒東経141度20分56秒の地点と北緯43度03分54秒東経141度19分28秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	(1)　北海道旭川市6条通6―27　(154.20) (2)　北海道旭川市東旭川町倉沼45―1　(275.50)	北緯43度46分16秒東経142度21分37秒の地点と北緯43度45分52秒東経142度28分34秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
3	(1)　北海道札幌市中央区大通西1無番地　(122.00) (2)　北海道江別市江別太580　(54.50)	北緯43度03分40秒東経141度21分23秒の地点と北緯43度05分28秒東経141度35分28秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域